

令和4年3月15日

団体等の代表者 殿

愛知労働局労働基準部健康課長

改正事務所衛生基準規則等に係るパンフレットの送付について

日頃より、労働基準行政の円滑な運営につきまして、ご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年12月1日に事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令が公布され、また、令和4年3月1日に事務所衛生基準規則の一部を改正する省令が公布されたところです。

今般、厚生労働省では、改正された内容についてのパンフレットを作成しましたので下記のとおり送付します。

つきましては、関係する事業場に広く周知いただきますようお願い申し上げます。

記

「ご存知ですか？ 職場における労働衛生基準が変わりました」